

# 質問回答書

回答日 令和7年（2025年）9月10日

募集施設名	市民の森	
	質問事項	回答事項
	現在募集している複数の施設に同時に応募することは可能か。	・複数の施設に同時に応募することは可能です。
	複数の施設への同時応募が可能な場合、もし複数の優先交渉者となったら、契約をする施設を選択することは可能か（一部の施設の辞退は可能であるか）。	・優先交渉権者を辞退することは可能です。 その場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
	優先交渉者となった場合、施設の看板等の標示変更を行うこととなるが、当該施設のどの看板が対象となるか教えて欲しい。	・市民の森の看板および標識類につきましては、応募していただいた愛称内に「市民の森」の名称が含まれない場合は、当該施設が管理している敷地内外のすべての看板の表記を愛称に変更するか、売店、正面入り口、道道函館南茅部線沿いに設置している看板などの主要な箇所に設置している看板のみ「市民の森」の名称と愛称を併記するよう変更し、既存の看板も併せて使用するかのどちらかとしております。なお、愛称と「市民の森」の併記へ変更する看板につきましては、契約前に変更対象看板を函館市土木部公園河川管理課と協議することとしております。 また、愛称内に「市民の森」を含むもしくは「市民の森」と明確にわかる愛称の場合は、既存の看板を使用し、看板の表示変更を行わないこととすることも可能です。

	<p>なお、看板等の設置および変更等につきましては、函館市屋外広告条例など関係法令等を遵守してください。</p>
<p>表示変更に伴う工事費用の概算金額は、市で把握しているのか。</p>	<p>・表示変更等に伴う工事費用について、市では把握していません。</p>
<p>表示変更に伴う工事にかかる業者の選定は、優先交渉権者に一任されるのか。</p>	<p>・表示変更に伴う工事施工業者については、優先交渉権者において手配してください。</p>
<p>契約に至った場合の契約期間中の契約料の支払いについては、年度単位もしくは一括のどちらとなるのか。 また、選択は可能となるのか。</p>	<p>・契約料の支払いについては、一会計年度単位で各年度の4月末日にお支払いいただきます。</p> <p>また、契約期間開始日が年度途中の場合、初年度分の支払い期日については、別途契約書で定める日となります。</p> <p>なお、契約額が高額である等の理由で、4月末日に該当年度分の一括納付が困難な場合は、協議のうえ、支払回数を増やすことも可能ですが、後払いとならないように設定いたします。</p>